

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	士幌町

士幌町鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 士幌町役場産業振興課
所在地 北海道河東郡士幌町字士幌225番地
電話番号 01564-5-5220
FAX番号 01564-9-5812
メールアドレス rinmu@shihoro.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、ドバト
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	士幌町

（注）1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品 目	被害数値		
		被害面積	被害金額	その他
エゾシカ	てん菜	2.00 ha	1,424 千円	
	大豆	0.60 ha	306 千円	
	小豆	0.40 ha	364 千円	
	小計	3.00 ha	2,094 千円	
ヒグマ	スイートコーン	不明	不明	
	デントコーン	不明	不明	
	てん菜	0.40 ha	285 千円	
	小計	0.40 ha	285 千円	
キツネ	乳牛	不明	不明	
	小計	0.00 ha	0 千円	
アライグマ	不明	不明	不明	
	小計	0.00 ha	0 千円	
カラス類	スイートコーン	0.10 ha	153 千円	
	てん菜	0.30 ha	214 千円	
	乳牛	不明	不明	
	小計	0.40 ha	367 千円	
ドバト	家畜飼料	不明	不明	
	小計	0.00 ha	0 千円	
合計		3.80 ha	2,746 千円	

（注） 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	内容
エゾシカ	シカによる被害は、てん菜、発芽後の小豆・大豆の食害が顕著である。 3月の融雪剤散布時期から10月の収穫時期まで畑での目撃情報が、町内広域で多数寄せられている。
ヒグマ	主に町内新田地区、下居辺地区で出没が見られ、農作物への被害が確認されている。 出没範囲も広域になっていて、人身被害への不安から農作業に支障を及ぼしている。
キツネ	キツネの被害は、特に牛の分娩時・子牛への被害が考えられる。1年を通じて箱わな及び銃器で捕獲に取り組んでいる。
アライグマ	捕獲数や出没情報が増加傾向にあるため、生息個体数は増加していると考えられる。
カラス類	コーン類など圃場の被害のほか、飼料の食害や糞害も通年で発生している。 市街地においては、育雛期における人への攻撃や威嚇による生活不安が懸念されている。
ドバト	家畜飼料の食害や糞害が通年で発生している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）		軽減率	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
ヒグマ	0.40 ha	285 千円	0.28 ha	200 千円	30%	30%
エゾシカ	3.00 ha	2,094 千円	2.10 ha	1,466 千円	30%	30%
カラス類	0.40 ha	367 千円	0.28 ha	257 千円	30%	30%
合計	3.80 ha	2,746 千円	2.66 ha	1,923 千円	30%	30%

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	〔エゾシカ〕 ・農業被害等が発生した場合、猟友会に依頼して駆除及びパトロールを実施。 ・くくりわなによる捕獲の実施。 〔ヒグマ〕 ・ヒグマの目撃情報、被害情報があった場合、住民への周知、パトロールを実施し、必要に応じて箱わなを設置。 〔キツネ・アライグマ〕 ・被害対策として猟友会の協力を得て、銃器、箱わなによる駆除の実施。 ・箱わなの設置を一部を委託事業により実施。 〔カラス類〕 ・猟友会による、銃器及びカラス用捕獲わな設置の実施。 【導入器材】 ・R5年度にキツネ捕獲用箱わな 35基導入 (内、25基は鳥獣被害防止総合対策事業) 【免許取得者への支援】 ・ハンターの場合 第1種銃猟免許及び銃所持許可を取得後、猟友会に入会し有害駆除を行う方に、取得費用を助成。 ・くくりわなの場合 農業被害を軽減するために、くくりわなによる捕獲をする方に、わな猟免許取得費用、わな保険料助成し、くくりわな・看板の貸与。	・捕獲後の個体処理について労力を要しており、効率的な処理方法もなく苦慮している。 ・猟友会会員の減少。担い手の不足。 ・猟友会会員の減少。担い手の不足から出没時の緊急な対応に苦慮している ・継続的に捕獲圧をかけることが必要。 ・わなでの捕獲数が増えず、捕獲実績がほぼ横ばい状態となっている。
防護柵の設置等に関する取組	・侵入防止柵（電気）の助成事業を3カ年実施。（R4年度からR6年度）	・道路、河川などの地理的情况から設置が困難。 ・設置費、維持管理費が高額である。
生息環境管理その他の取組	〔ヒグマ〕 啓発普及及び注意喚起 ・出没情報の周知内容の一部に、生ゴミの管理やヒグマと遭遇しないための行動について記載している。	・集落、住民意識と自己防衛 ・ゾーニング管理計画策定の検討 (人の居住区域とヒグマ出没対応区域)

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・関係機関が一体となって被害防止に取り組む体制を確立する。
- ・猟友会の協力を得てこれまでどおり捕獲実施するとともに、猟友会会員減少に対応するため捕獲の担い手を育成する。
- ・農業者への猟友会等の有害鳥獣捕獲の協力や自己防衛を呼びかけ被害防止に努める。
- ・箱わなによる効果的な捕獲を実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・猟友会の協力により捕獲を実施する。箱わなによる捕獲については一部委託して実施する。
- ・農林業被害情報の共有化を図り、円滑な有害鳥獣対策を推進する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	エゾシカ ヒグマ キツネ アライグマ カラス類 ドバト	・計画的で組織的な捕獲の実施 ・鳥獣被害防止対策の普及啓発 ・捕獲用ワナ(くくりわな、箱わな)の設置 ・狩猟免許等の取組促進
令和8年度	エゾシカ ヒグマ キツネ アライグマ カラス類 ドバト	・計画的で組織的な捕獲の実施 ・鳥獣被害防止対策の普及啓発 ・捕獲用ワナ(くくりわな、箱わな)の設置 ・狩猟免許等の取組促進
令和9年度	エゾシカ ヒグマ キツネ アライグマ カラス類 ドバト	・計画的で組織的な捕獲の実施 ・鳥獣被害防止対策の普及啓発 ・捕獲用ワナ(くくりわな、箱わな)の設置 ・狩猟免許等の取組促進

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
・ 農業被害、鳥獣の生息数を勘案して、過去の捕獲実績に基づいて設定する。	

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ヒグマ	15 頭	15 頭	15 頭
エゾシカ	300 頭	300 頭	300 頭
キツネ	100 頭	100 頭	100 頭
アライグマ	70 頭	70 頭	70 頭
カラス類	100 羽	100 羽	100 羽
ドバト	出没個体に応じて対応	出没個体に応じて対応	出没個体に応じて対応

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・ 有害鳥獣の出没や被害発生情報を基に銃器やわなで捕獲を実施する。銃器の使用が困難な区域においては、箱わなやくくりわな等を設置して捕獲する。 ・ 捕獲の実施時期については、被害農家等の情報を基に効果的な時期に集中して実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
エゾシカやヒグマの捕獲にはライフル銃による捕獲が有効なため、出没状況や被害状況に応じ、ライフル銃による捕獲を実施する。

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
土幌町全域	エゾシカ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	エゾシカ ヒグマ キツネ アライグマ カラス類 ドバト	・鳥獣被害防止対策の普及啓発 ・ヒグマの防除のため、農畜産物残渣や生ごみなどヒグマを誘引する原因となるものの管理の徹底等の実施。 ・ヒグマ出没時には、近隣住民に出没情報を周知することにより被害の未然防止を図る。 ・爆音機の設置など、追払いの実施。
令和8年度	エゾシカ ヒグマ キツネ アライグマ カラス類 ドバト	・鳥獣被害防止対策の普及啓発 ・ヒグマの防除のため、農畜産物残渣や生ごみなどヒグマを誘引する原因となるものの管理の徹底等の実施。 ・ヒグマ出没時には、近隣住民に出没情報を周知することにより被害の未然防止を図る。 ・爆音機の設置など、追払いの実施。
令和9年度	エゾシカ ヒグマ キツネ アライグマ カラス類 ドバト	・鳥獣被害防止対策の普及啓発 ・ヒグマの防除のため、農畜産物残渣や生ごみなどヒグマを誘引する原因となるものの管理の徹底等の実施。 ・ヒグマ出没時には、近隣住民に出没情報を周知することにより被害の未然防止を図る。 ・爆音機の設置など、追払いの実施。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

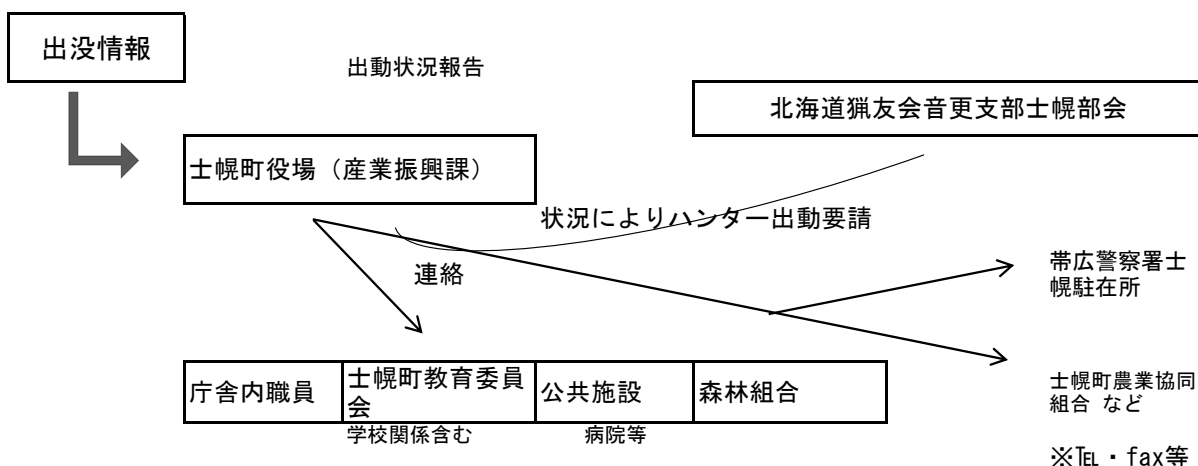
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
士幌町鳥獣被害防止対策協議会	危険区域巡回、出没時駆除
帯広警察署士幌駐在所	出没現場整理、付近住民への広報、町に通報
北海道猟友会音更支部士幌部会	非常時協力

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則持ち帰って適切に処理し、やむを得ない場合は、生態系に影響を与えないよう適切な方法で埋設処理する。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他（油脂、骨製品角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	・ヒグマ、アライグマなどについては、学術研究機関からの使用要請があった場合、個体の提供等を検討する。

- (注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	士幌町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
士幌町農業協同組合	農業者への被害防止対策指導及び被害情報収集等
十勝大雪森林組合	生息、出没等の情報提供等
北海道猟友会音更支部士幌部会	有害鳥獣関連情報の提供及び捕獲の実施
十勝農業改良普及センター十勝北部支所	農業者への被害防止対策指導、助言等
士幌町	協議会の運営及び関係機関との調整等

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
十勝総合振興局産業振興部農務課	鳥獣被害防止対策事業に係る情報提供
十勝総合振興局保健環境部環境生活課	鳥獣捕獲許可の受付及び相談

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・平成26年4月1日設立（隊員14名、役場職員3名（令和7年3月1日時点））
被害防止計画に定める対象鳥獣の捕獲や実施隊員による一斉捕獲等の実施。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町村における被害発生状況や実施施策などの情報交換を行い、被害防止に向けた体制を構築する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。